

4 医療関係

(1) 医療分野の基本方針

我が国は、国民皆保険制度により、全国民が平等に診療を受けられる制度を維持してきた。その一方、医療保険制度は、高齢化の進展に伴って医療費の増加に直面しており、医療費、特に伸びが著しい老人医療費について、経済の動向と大きく乖離しないようにするとともに、国民が納得できる公平な医療費負担制度の再構築が大きな課題となっている。また、長い入院期間、過剰な投薬・検査など我が国の医療について無駄、非効率がないか、医療を提供する側、受ける側のコスト意識の喚起を含め、改めて見直していく必要がある。ほかにも、近年多発している医療事故を背景とした医療の安全の確保や、がん、糖尿病などの「生活習慣病」について、費用対効果の観点からも、未然防止のための予防活動を行うことが重要となっている。

医療分野の規制改革に当たっては、これらの現状にかんがみ、医療の持つ特性を踏まえた上で、医療機関相互の競争を促すことなどにより、医療サービスの質の向上と効率化を図るため、カルテやレセプトなどの医療情報の開示、医療機関の第三者評価などを一層進めるとともに、EBM(Evidence-based Medicine：根拠に基づく医療)の確立、医療事故防止システムの確立、ITの有効活用等を推進する。

(2) 医療分野の重点事項

医療の質の向上

EBMのためのデータベースの整備、医学教育等による臨床能力の充実・向上、チーム医療の確立等により、医療の質の向上を推進する。

患者の医療機関選択の支援

医療機関の広告規制の見直し、第三者評価の充実、インフォームド・コンセントの普及・推進等により、患者の医療機関の選択を支援する。

医療システムの効率化

医療提供体制や診療報酬体系の見直し等により、医療システムの効率化を推進する。

医療事故防止システムの確立

医療機関内の安全管理に関するインフラ整備や医療の安全確保に関する社会的なインフラ整備、医療専門職の養成課程の見直し、診療報酬上の対応の必要性の検討等により、医療事故防止システム確立のための総合的施策を講ずる。

高度な救急医療体制の早急な確立と小児医療の充実

救急医療体制の充実として、24時間体制で上質な救急医療を提供できる体制を早

急に整備する。また、小児医療の充実として、小児科医の確保策の積極的推進等を行う。

医療分野における「IT革命」の推進

医療のIT化に関する戦略的グランドデザインの策定とカルテの電子化や各種システムの連携等統合的IT化の推進により、医療の質の向上と効率化を推進する。

ゲノム医療の研究推進

将来のオーダーメイド医療、予防医療による医療システムの新たな発展のために、ゲノム医療に関する研究を積極的に推進する。